

## まだ提出できる？ レセプトの請求権

- Q. カルテを整理していたら、2年前のレセプトを請求し忘れていたことに気づきました。これから、月遅れ分として請求することはできますか。また、どのくらいの期間を遡って請求することが認められているのでしょうか。
- A. 医療機関における診療報酬請求権の時効は、過去においては3年間とされていましたが、令和2年4月1日の民法改正により、現在は「原則5年間」とされています。これは、増減点連絡等による再審査請求をする場合も同様です。ただし、請求先によって起算日が異なり、国保連合会は診療月の翌々々月1日（※下表参照）、支払基金は診療月の翌月1日とされています。

同じ診療月のレセプトでも、国保と社保で請求権の時効満了日が異なるので、提出の際はご注意ください。また、大量に古い診療月のレセプトを請求する場合などは、予め請求先の機関に連絡を入れておくことをおすすめします。

### 国保の請求権の起算日

診療月	翌月	翌々月	翌々々月
0	1	2	3ヶ月後

↑ 1日を起算日とする。

※令和2年4月のレセプトの請求期間は、3ヶ月後の令和2年7月1日を起算日として5年間となるので、請求権の時効は令和7年7月1日となる。